

山梨地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

山梨労働局一般公示 5 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「山梨地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 9 月 15 日

山梨労働局長 岩 崎 充

記

山梨地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山梨県内の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 9 月 29 日（火）

(3) 推薦書の提出先

山梨労働局労働基準部賃金室（甲府市丸の内 1 丁目 1 - 11）